

こちらの手続きもお忘れなく！！ 児 童 手 当

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に支給されます。

出生などにより新たに受給資格が生じたときは、認定請求手続きを忘れないように済ませてください。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

●支給月額

- ・3歳未満は一律10,000円です。
- ・3歳以上が第1子5,000円、第2子5,000円、第3子以降10,000円です。

●支給開始

- ・出生日から15日以内に手続きした場合…出生月の翌月分から支給
- ・上記以外の場合…認定請求書の提出月の翌月分から支給

●認定請求方法

次の必要書類を持参して、児童福祉課窓口で請求してください。

- ・印かん
- ・手当の振込先となる請求者名義の金融機関口座のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）
- ・健康保険被保険者証の写し（請求者が厚生年金などの加入者の場合）
- ・児童手当用所得証明書（最近転入された方の場合、申請時期により必要な場合があります）

※添付書類は後日提出いただいてもかまいません。まずは、手続きが遅れることのないよう窓口へお越しください。

すでに受給している方へ

すでに児童手当を受給されていても次のような事由が発生した場合は、改めて手続きが必要となりますのでご注意ください。

- ・市に転入されたとき・・・認定請求書
- ・出生などにより支給対象児童が増えたとき・・・額改定請求書
- ・他市町村に転出するとき・・・受給事由消滅届
- ・対象児童を監護しなくなったときなど・・・支給事由消滅届または額改定請求書



父子・母子家庭等福祉金を ご存知ですか？

つくばみらい市では、事故・疾病等により両親を失った、または母子・父子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1500円の母子および父子家庭等福祉金を支給しています。

■受給資格者

義務教育修了前（中学校修了

庭等福祉金を支給しています。

この手当は申請しなければ支給されませんので、ご注意ください。

前）の児童で、次のいずれかに該当する児童の養育者。

■福祉金対象となる児童

○両親またはその一方が死亡した児童

○父母が婚姻を解消した児童

○両親またはその一方が重度障がいのある児童

○両親またはその一方の生死が明らかでない児童

■受給手続き

「母子・父子等福祉金申請書」を伊奈庁舎児童福祉課に提出していただく必要があります。

■手続きに必要なもの

・振込先となる請求者名義の金融機関口座のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）

■福祉金の支払

年1回、3月中に該当月分までの福祉金を支給します。

なお、児童手当・児童扶養手当等の各種手当との併給も可能です。

各種手当および父子・母子家庭等福祉金についての問い合わせ先

伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58・2111

（内線1162）